

届出様式

1. 提出書類リスト

(1) 景観計画区域内における行為の事前相談の際には、景観計画区域内における行為の事前相談申請書（様式第4号）と、様式第1号（別紙1）・様式第1号（別紙2）・様式第1号（別紙3）の該当するもの、景観計画区域内における行為の届出の際には、景観計画区域内における行為の届出書（様式第1号）と、様式第1号（別紙1）・様式第1号（別紙2）・様式第1号（別紙3）の該当するもの、又は景観計画区域内における行為の変更届出書（様式第2号（第4条関係））

- ・様式第1号（別紙1）：「建築物の新築、増築、改築、移転、外観の変更又は色彩の変更」の場合
- ・様式第1号（別紙2）：「工作物の新設、増築、改築、移転、外観の変更又は色彩の変更」の場合
- ・様式第1号（別紙3）：「開発行為、土地の開墾・土石の採取・鉱物の掘採その他の土地の形質の変更又は屋外における土石・廃棄物・再生資源その他の物件の堆積^{たい}」の場合

(2) 添付書類

- ・建築物の建築等
- ・工作物の建設等

添付する図書の種類	図書に記載する内容	備 考
景観形成基準 チェックシート	景観形成基準に対する配慮の状況及び 配慮した内容	—
付近見取図	1. 縮尺 2. 方位 3. 道路、公園等の公共施設 4. 目標となる地物 5. 行為地の位置 6. 現状写真の撮影位置及び撮影方向	建築物又は工作物の敷地の 位置及び当該敷地の周辺の 状況を表示する図面縮尺 2,500分の1以上(※)
配置図	1. 縮尺 2. 方位 3. 行為地の形状及び寸法 4. 届出に係る建築物又は工作物の位置 と既存の建築物又は工作物の位置 5. 隣接する道路の位置及び幅員 6. 植栽、樹木等の位置、種類及び高さ 7. 外構施設の位置、材料及び面積 8. 現状写真の撮影位置及び撮影方向	当該敷地内における建築物 又は工作物の位置を表示す る図面 縮尺100分の1以上(※)
立面図	1. 縮尺 2. 各面の方位及び寸法 3. 開口部、建築設備、軒等の位置及び 形状 4. 屋根、壁面等の仕上げ(素材及び色彩 (マンセル表色系等による表示))	建築物又は工作物の彩色さ れた二面以上の立面図 縮尺50分の1以上(※)
現況写真	行為の場所及びその周辺の状況 (複数の方向から行為の場所及びその周 辺の状況がわかるように撮ったもの に、行為の場所と行為のおおよその形 状等を示すこと)	当該敷地及び当該敷地の周 辺の状況を示す写真(カラー 写真、プリンタによる印刷 物でも可) ※写真に建築物又は工作物 のボリュームシミュレーシ ョンを記入してください。

※行為の規模が大きいため定められた縮尺の図面によっては適切に表示できない場合は、当該規模に
じて、適切な縮尺の図面としてください。

- ・ 開発行為
- ・ 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質の変更

添付する図書の種類	図書に記載する内容	備 考
景観形成基準 チェックシート	景観形成基準に対する配慮の状況及び 配慮した内容	—
付近見取図	1. 縮尺 2. 方位 3. 道路、公園等の公共施設 4. 目標となる地物 5. 行為地の位置	当該行為を行う土地の区域 並びに当該区域内及び当該 区域の周辺の状況を表示す る図面 縮尺2,500分の1以上(※)
現況平面図	1. 縮尺 2. 方位 3. 行為地の区域 4. 周辺の土地利用の現況及び地形 5. 隣接する道路の位置及び幅員 6. 断面図に係る断面の位置及び方向 7. 現況写真の撮影位置及び撮影方向	当該行為を行う土地の区域 並びに当該区域内及び当該 区域の周辺の状況を表示す る図面 縮尺2,500分の1以上 (※)
計画平面図	1. 縮尺 2. 方位 3. 断面図に係る断面の位置及び方向 4. 行為後における植栽等の位置、種類 及び規模 5. 行為後に設置する構造物等の位置、 種類及び規模 6. 行為中の遮へい物の位置、種類、構 造及び規模(土石の採取又は鉱物の掘 採の場合のみ)	設計図又は施工方法を明ら かにする図面、採取又は掘 採の方法を明らかにする図 面、採取又は掘採をした後 に行う措置を明らかにする 図面 縮尺100分の1以上(※)
断面図	1. 縮尺 2. 行為の実施前後における行為地の縦 断面及び横断面	設計図又は施工方法を明ら かにする図面又は採取又は 掘採の方法を明らかにする 図面 縮尺100分の1以上(※)
現況写真	行為の場所及びその周辺の状況 (複数の方向から行為の場所及びその周 辺の状況がわかるように撮ったもの に、行為の場所と行為のおおよその形 状等を示すこと)	当該区域及び当該区域の周 辺の状況を示す写真(カラー 写真、プリンタによる印刷 物でも可)

※行為の規模が大きいため定められた縮尺の図面によっては適切に表示できない場合は、当該規模に応
じて、適切な縮尺の図面としてください。

・屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

添付する図書の種類	図書に記載する内容	備 考
景観形成基準 チェックシート	景観形成基準に対する配慮の状況及び 配慮した内容	—
付近見取図	1. 縮尺 2. 方位 3. 道路、公園等の公共施設 4. 目標となる地物 5. 行為地の位置	物件の堆積を行う土地の区 域並びに当該区域内及び当 該区域の周辺の状況を表示 する図面 縮尺2,500分の1以上(※)
配置図	1. 縮尺 2. 方位 3. 行為地の形状及び寸法 4. 隣接する道路の位置及び幅員 5. 堆積する物件の位置、種類及び規模 6. 遮へいする物の位置、種類、構造及 び規模 7. 現況写真の撮影位置及び撮影方向	当該敷地内における物件の 堆積する場所及び方法を明 らかにする図面 縮尺100分の1以上(※)
現況写真	行為の場所及びその周辺の状況 (複数の方向から行為の場所及びその周 辺の状況がわかるように撮ったもの に、行為の場所と行為のおおよその形 状等を示すこと)	行為を行う土地の区域及び 当該区域の周辺の状況を示 す写真(カラー写真、プリン タによる印刷物でも可)

※行為の規模が大きいため定められた縮尺の図面によっては適切に表示できない場合は、当該規模に応
じて、適切な縮尺の図面としてください。

景観計画区域内における行為の事前相談申請書

年 月 日

(宛先) 松阪市長

申請者 住 戸

氏 名

電話番号 () —

法人その他の団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号

松阪市景観条例第 13 条の規定により、次のとおり申請します。

行 為 の 種 類	建築物等	(1) 建築物	ア 新築 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観の変更 カ 色彩の変更					
		用 途 ()						
		(2) 工作物	ア 新設 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観の変更 カ 色彩の変更					
			種 類 ()					
	(3) 都市計画法第 4 条第 12 項に 規定する開発行為		目 的					
	(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の 掘採その他の土地の形質の変更							
	(5) 屋外における土石、廃棄物、 再生資源その他の物件の堆積							
行 為 の 場 所			松阪市					
行為の着手予定年月日		年 月 日		行為の完了予定年月日		年 月 日		
連 絡 先	所在地及び 電話番号	所在地 戸 電話番号 () —						
	名称及び 担当者名	名 称 担当者名						
※受付欄				※処理欄				

(規格 A 4)

(裏)

備考

- 1 行為の種類に応じて、様式第1号の別紙1、別紙2又は別紙3を添付してください。
- 2 景観法施行規則第1条第2項第1号、第2号、第3号及び第4号に規定する図書を添付してください。
- 3 「申請者」は建築主又は施主の住所、氏名等を記入してください。
- 4 「行為の種類」欄は、該当する番号及び記号を○で囲んでください。また、建築物にあっては用途（例：事務所、賃貸共同住宅、共同商業施設、工場、パチンコ店等）を、工作物にあっては種類（例：煙突、鉄柱、高架水槽、アスファルトプラント等）を（ ）内に記入してください。
- 5 「連絡先」欄は、申請内容の照会先として、申請者以外の者（設計者、施工者等）を希望する場合に記入してください。
- 6 ※印の欄は、記入しないでください。

景観計画区域内における行為の届出書

年 月 日

(宛先) 松阪市長

届出者 住 所

氏 名

電話番号 () —

法人その他の団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号

景観法第 16 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

行 為 の 種 類	建築物等	(1) 建築物	ア 新築 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観の変更 カ 色彩の変更				
		用 途 ()					
	(2) 工作物	ア 新設 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観の変更 カ 色彩の変更					
		種 類 ()					
	(3) 都市計画法第 4 条第 12 項に 規定する開発行為	目 的					
(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物 の掘採その他の土地の形質の変更							
(5) 屋外における土石、廃棄物、 再生資源その他の物件の堆積							
行 為 の 場 所		松阪市					
行為の着手予定年月日		年 月 日		行為の完了予定年月日		年 月 日	
連 絡 先	所 在 地 及 び 電 話 番 号	所 在 地 〒 電話番号 () —					
	名 称 及 び 担 当 者 名	名 称 担当者名					
※ 受 付 欄					※ 処 理 欄		

(規格 A4)

(裏)

備考

- 1 行為の種類に応じて、別紙 1、別紙 2 又は別紙 3 を添付してください。
- 2 景観法施行規則第 1 条第 2 項第 1 号、第 2 号、第 3 号及び第 4 号に規定する図書を添付してください。
- 3 「届出者」は建築主又は施主の住所、氏名等を記入してください。
- 4 「行為の種類」欄は、該当する番号及び記号を○で囲んでください。また、建築物にあっては用途（例：事務所、賃貸共同住宅、共同商業施設、工場、パチンコ店等）を、工作物にあっては種類（例：煙突、鉄柱、高架水槽、アスファルトプラント等）を（ ）内に記入してください。
- 5 「連絡先」欄は、届出内容の照会先として、届出者以外の者（設計者、施工者等）を希望する場合に記入してください。
なお、届出者以外の者が、届出に係る照会に関する回答以外の手続を行う場合は、別途委任状の提出が必要です。
- 6 ※印の欄は、記入しないでください。

様式第1号（別紙1）

（表）

行為の内容（建築物の新築、増築、改築、移転、外観の変更又は色彩の変更）

新築・増築・改築・移転 (該当行為に○を付けてください。)			届出部分		既存部分		合計		
	敷地面積		m ²		m ²		m ²		
	建築面積		m ²		m ²		m ²		
	延べ面積		(階) m ²		(階) m ²		(階) m ²		
	高 さ		m		m		m		
	構 造								
	外部仕上げ	屋根	色彩						
			素材						
		外 壁	色彩						
			素材						
	敷地の緑化			届出部分		既存部分		合計	
		緑地面積		m ²		m ²		m ²	
		樹 種 等							
	そ の 他								
	外観の変更 (修繕・模様替)・色彩の変更	(対象建築物) ・外観面積 _____ m ² ・建築面積 _____ m ² ・延べ面積 _____ m ² ・高 　　さ _____ m ・構 　　造 _____			変更面積	変 更 後	変 更 前		
屋 根		色彩	m ²						
		素材	m ²						
外 壁		色彩	m ²						
		素材	m ²						
景観上配慮した事項 その他参考となる事項									

(裏)

備考

- 1 各項目について、建築物の新築に該当する場合は、既存部分欄の記入は不要です。
- 2 「敷地面積」欄には、行為に係る敷地の水平投影面積を記入してください。
- 3 「建築面積」欄には、行為に係る建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線で囲まれた部分の水平投影面積を記入してください。
- 4 「延べ面積」欄には、行為に係る建築物の各階の床面積の合計を記入してください。()
には、階層を記入してください。
- 5 「高さ」欄には、地盤面から当該建築物の上端までの高さを記入してください。
また、増築又は改築によって高さが増加する場合は、既存部分欄に現在の高さを記入し、届出部分欄に増築又は改築する部分の高さを記入してください。合計欄には、増築又は改築後の高さを記入してください。
- 6 「構造」欄には、木造、鉄筋コンクリート造等の別を記入してください。
- 7 「色彩」欄には、マンセル表色系の記号を記入してください。(マンセル表色系の記号の記入例：濃い茶色(5YR3/3)、淡い黄緑色(2.5GY8/2)、薄いグレー(N7.5)、薄いアイボリー(5Y8/1.5)等)
また、複数の色彩を使用する場合は、「色彩」欄に「別紙のとおり」と記入し、立面図に各色彩を使用する部分(屋根面及び壁面のサインを含む。)に、その色彩を使う面積、マンセル表色系の記号を記入してください。
- 8 「素材」欄には、表面仕上の素材等をできるだけ詳しく記入してください。(例：日本瓦ぶき、着色鉄板瓦棒ぶき、アスファルト露出防水、押出し成形板下地アクリルリシン吹付、コンクリート打放し、小口タイル張り等)
- 9 「その他」欄には、松阪市景観計画の景観形成基準に定める「その他(外構、夜間の照明等に関する事。)」事項に関する配慮事項を記入してください。
- 10 「景観上配慮した事項その他参考となる事項」欄には、当該建築物の建築等に当たって、特に留意した事項等を記入してください。
- 11 各欄に記入できない場合は、別紙又は添付する図書等に記入してください。

行為の内容（工作物の新設、増築、改築、移転、外観の変更又は色彩の変更）

工作物の種類		(松阪市景観規則第2条第 号該当)				
新設・増築・改築・移転（該当行為に○を付けてください。）		届出部分	既存部分	合計		
	敷地面積	m ²	m ²	m ²		
	築造面積	m ²	m ²	m ²		
	高さ	()m	()m	()m		
	構造					
	仕上げ		届出部分	既存部分		
		色彩				
		素材				
	敷地の緑化		届出部分	既存部分	合計	
		緑地面積	m ²	m ²	m ²	
		樹種等				
	その他					
	色彩の変更（修繕・模様替）・外観の変更	(対象工作物)		変更面積	変更後	変更前
		・外観面積 _____m ²	色彩	m ²		
・築造面積 _____m ²						
・高さ _____m		素材	m ²			
・構造 _____						
景観上配慮した事項 その他参考となる事項						

(裏)

備考

- 1 各項目について、工作物の新設に該当する場合は、既存部分欄の記入は不要です。
- 2 「工作物の種類」欄には、工作物の具体的な名称（例えば、工場の煙突）等を記入してください。（ ）には、松阪市景観規則第2条の該当する号番号を記入してください。
- 3 「敷地面積」欄には、行為に係る敷地の水平投影面積を記入してください。
- 4 「築造面積」欄には、当該工作物の水平投影面積を記入してください。
- 5 「高さ」欄には、地盤面から当該工作物の上端までの高さを記入してください。また、建築物と一体となって設置される工作物については、（ ）内に建築物の上端から当該工作物の上端までの高さを記入してください。
増築又は改築によって高さが増加する場合は、既存部分欄に現在の高さを記入し、届出部分欄に増築又は改築する部分の高さを記入してください。合計欄には、増築又は改築後の高さを記入してください。
- 6 「構造」欄には、木造、鉄筋コンクリート造等の別を記入してください。
- 7 「色彩」欄には、マンセル表色系の記号を記入してください。（マンセル表色系の記号の記入例：濃い茶色（5YR3/3）、淡い黄緑色（2.5GY8/2）、薄いグレー（N7.5）、薄いアイボリー（5Y8/1.5）等）
また、複数の色彩を使用する場合は、「色彩」欄に「別紙のとおり」と記入し、立面図に各色彩を使用する部分（屋根面及び壁面のサインを含む。）に、その色彩を使う面積、マンセル表色系の記号を記入してください。
- 8 「素材」欄には、表面仕上げの素材等をできるだけ詳しく記入してください。（例：ステンレスヘアーライン仕上げ、鉄部溶融亜鉛メッキ仕上げ、御影石ジェットバーナー仕上げ、コンクリート打放し、小口タイル張り等）
- 9 「景観上配慮した事項その他参考となる事項」欄には、当該工作物の建設等に当たって、特に留意した事項等を記入してください。
- 10 各欄に記入できない場合は、別紙又は添付する図書等に記入してください。

行為の内容 （開発行為、土地の開墾、土石の採取・鉱物の掘採その他の土地の形質の変更又は
屋外における土石・廃棄物・再生資源その他の物件の^{たい}堆積）

開発行為、土地の開墾その他の土地の形質の変更	土地の面積 _____m ²	変 更 後 の 土地の形状	
	^{のり} 法 面 又 は 擁壁の規模	^{のり} 法 面 等 の 外 観	
	高さ _____m	緑化の方法	
	長さ _____m ^{こう} 勾配 _____%		
土石の採取 ・ 鉱物の掘採	土地の面積 _____m ²	採 取 又 は 掘 採 の 位置・方法	
	^{のり} 法 面 又 は 擁壁の規模	跡 地 の 緑 化 の 方 法 等	
	高さ _____m		
	長さ _____m ^{こう} 勾配 _____%		
屋外における 土石・廃棄物・ 再生資源その 他の物件の ^{たい} 堆積	土地の面積 _____m ²	物件の種類	
	^{たい} 堆 積 又 は 貯蔵の高さ	^{たい} 堆 積 又 は 貯 蔵 の 位置・方法	
	高さ _____m	遮 へ い の 方 法	
	景観上配慮した事項 その他参考となる事項		

(裏)

備考

- 1 「開発行為、土地の開墾その他の土地の形質の変更」欄
 - (1) 「変更後の土地の形状」欄には、変更後の土地の段差及び傾斜の状況等について記入してください。
 - (2) 「法面等の外観」欄には、法面又は擁壁の勾配、擁壁の素材等について記入してください。
 - (3) 「緑化の方法」欄には、緑化面積、樹種、緑化の工法、既存樹木の活用等について記入してください。
- 2 「土石の採取・鉱物の掘採」欄
 - (1) 「採取又は掘採の位置・方法」欄には、主要道路等の公共空間から行為地を目立ちにくくするための位置及び方法について記入してください。
 - (2) 「跡地の緑化の方法等」欄には、跡地の緑化面積、樹種、緑化の工法等及び法面の形状や行為地の周囲の地形に合わせるための措置について記入してください。
- 3 「屋外における土石・廃棄物・再生資源その他の物件の堆積」欄
 - (1) 「物件の種類」欄には、堆積又は貯蔵する物件の種類について記入してください。
 - (2) 「堆積又は貯蔵の位置・方法」欄は、整然とした堆積又は貯蔵とするための措置について記入してください。
 - (3) 「遮へいの方法」欄には、主要道路等の公共空間から行為地を遮へいするための措置について記入してください。
- 4 「景観上配慮した事項その他参考となる事項」欄には、当該行為を行うに当たって、特に留意した事項等を記入してください。
- 5 各欄に記入できない場合には、別紙又は添付する図書等に記入してください。

様式第 2 号（第 4 条関係）

景観計画区域内における行為の変更届出書

年 月 日

（宛先）松阪市長

届出者 住 所

氏 名

電話番号（ ） —

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号）

景観法第 16 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 景観計画区域内における行為の届出書の届出年月日及び受付番号	届出年月日	年 月 日
	受 付 番 号	第 号
2 行為の場所	松阪市	
3 設計又は施行方法の変更の概要	〔変更前〕	
	〔変更後〕	
4 変更理由		

※ 設計又は施行方法の変更の内容が分かる書類及び図書を添付してください。

（規格 A4）

(参考様式)

委 任 状

(代理人)

氏 名 _____

住 所 _____

連 絡 先 (電話番号) _____

私は、上記の者を代理人と定め、下記の業務に関する一切の権限を委任します。

記

業務名

(行為の場所) _____ における

(行為の名称) _____ に関する

- ・ 松阪市景観計画に係る景観法第 16 条の規定による届出に関する業務
- ・ その他これに付随する業務

年 月 日

委任者

住 所

氏 名

※ 委任状には、委任者の署名又は押印が必要です。

□ 景観形成基準チェックシート

行為の場所（地名地番）	松阪市
行為の種類 （該当するものにチェック）	☐ 建築物 ☐ 工作物 ☐ 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 ☐ 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 ☐ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆(たい)積

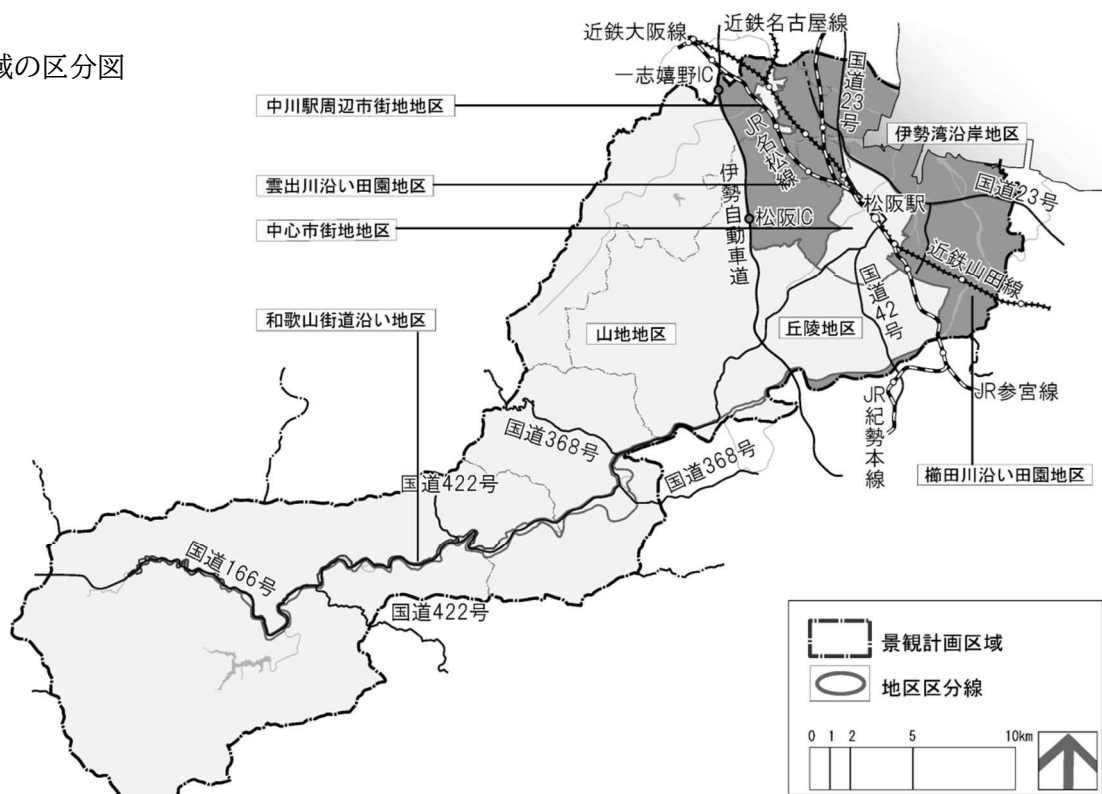
(1) 行為を行う場所について、該当するものをチェックしてください。

①景観計画 区域の区分	☐ 伊勢湾沿岸地区 ☐ 中心市街地地区 ☐ 中川駅周辺市街地地区	☐ 雲出川沿い田園地区 ☐ 橿田川沿い田園地区 ☐ 丘陵地区	☐ 和歌山街道沿い地区 ☐ 山地地区
②背景や周辺 にみられる 景観 (該当するものすべてに チェック)	【自然的なもの】 ☐ 海	☐ 河川 ☐ 田園	☐ 山地・丘陵地・里山
	【歴史的なもの】 ☐ 歴史的なまち並み	☐ 史跡、寺社	
	【都市的なもの】 ☐ 住宅地 ☐ 住宅団地	☐ 商業地 ☐ 工業地	☐ 高速道路、幹線道路 ☐ 公園・レクリエーション施設

※背景や周辺にみられる景観の具体例は、巻末の「5用語の解説」を参照してください。

※背景や周辺にみられる景観とは、当該行為の場所周辺の道路等から、誰もが容易に見ることのできる周辺の景観あるいは背景に遠望できる景観のことをいう。

□ 景観計画区域の区分図



(2) 計画の内容において、良好な景観の形成のために、周辺の景観に配慮した事項をチェックしてください。

【建築物・工作物等の規模・配置に関する事項】：共通の基準

項目	景観形成基準	解説書 参考番号	主に配慮した内容	適否
1. 規模・ 配置	☐ 規模及び配置は、周辺景観との調和に配慮したもの とすること。			
	☐ 建築物が、豊かな自然環境や歴 史的景観資源等に近接する場 合は、その保全及び活用に配慮 した規模及び配置とすること。	1-1 (18 頁)		
	☐ 周辺に樹林地などがある場合 は、できる限りその高さ以内に とどめる規模とすること。	1-2 (19 頁)		
	☐ 商業地や工業地においては、敷 地内に建築物や工作物等が複 数ある場合、それらがまとまり のある配置となるよう工夫す ること。	1-3 (20 頁)		
2. 壁面	☐ 壁面は、立地条件にあわせ、後退するかあるいは 周辺の壁面との調和に配慮したものとする こと。			
	☐ 壁面は、道路から出来る限り後 退するか、やむを得ず後退でき ない場合は、壁面の前面部を生 垣や植栽等により修景するこ と。	2-1 (22 頁)		
	☐ 歴史的まち並みが整っている 地区あるいは街路景観の整っ ている地区においては、周辺の まち並みとの連続性に配慮し た配置等により、壁面線の統一 に努めること。	2-2 (23 頁)		
	☐ 壁面線を統一することにより 道路への圧迫感が生じる場合 は、塀や垣、植栽等により壁面 線の連続性を確保すること。	2-3 (24 頁)		

【建築物・工作物等の形態・意匠に関する事項】：共通の基準

項目	景観形成基準	解説書 参考番号	主に配慮した内容	適否
3. 形態・意匠	□形態及び意匠は、周辺景観との調和に配慮するとともに、建物全体の統一感の確保及び単調さや圧迫感を与えない壁面となるような形態・意匠に配慮すること。			
	□歴史的まち並みが整っている地区あるいは街路景観の整っている地区においては、周辺のまち並みとの連続性に配慮した形態及び意匠とすること。	3-1 (26 頁)		
	□壁面は、適度に仕様を分け、窓などの開口部を設置することなどにより、単調さや圧迫感を与えない形態・意匠とすること。	3-2 (27 頁)		

【附属建築物・附属設備に関する事項】：共通の基準

項目	景観形成基準	解説書 参考番号	主に配慮した内容	適否
4. 附属建築物・附属設備	□附属建築物及び附属設備は、周辺景観と調和するよう工夫すること。			
	□車庫、自転車置き場、機械室などの附属建築物及び屋外階段、ごみ集積所等がある場合は、これを主体となる建築物と調和させ、一体感のある形態・意匠、色彩とすること。	4-1 (31 頁)		
	□外壁又は屋上に設ける附属設備は、ルーバー等により覆うなど露出させないようにし、建築物本体及び周辺の景観との調和を図ること。	4-2 (32 頁)		
	□附属設備がやむを得ず露出する場合は、できるだけ建築物本体と色彩を合わせる等同質の仕上げにより、目立たないように配慮すること。	4-2 (32 頁)		

【外構に関する事項】：共通の基準

項目	景観形成基準	解説書 参考番号	主に配慮した内容	適否
5. 外構	☐ 建築物の外構は、周辺景観との調和に配慮したものとすること。			
	☐ 敷地の境界を囲う場合は、生垣の植栽に努め、塀や柵等を設ける場合は、歩行者等に威圧感や圧迫感を感じさせない形態・意匠とすること。	5-1 (34 頁)		

【色彩や素材に関する事項】：共通の基準

項目	景観形成基準	解説書 参考番号	主に配慮した内容	適否
6. 色彩	☐ 色彩は、落ち着いたものとし、周辺景観との調和に配慮すること。			
	☐ 基調となる色は、落ち着いたものとし、マンセル表色系において各色相に応じ明度・彩度の上限を次のように定める。ただし、着色していない木材、土壁、無彩色のガラス等の色彩はこの限りでない。	6-1 (36 頁) (38 頁) (39 頁)		
	☐ アクセント色の使用に際しては、各面とも見付面積の5分の1以下の範囲内とし、基調となる色との調和に工夫すること。	6-2 (37 頁)		
7. 素材	☐ 素材は、周辺景観に調和するものとする。			
	☐ 反射性のある素材は、主要な屋根や壁面などの大部分(2分の1以上)にわたって使用することは避けること。ただし、無彩色のガラスは除く。	7-1 (41 頁)		

□建築物等の外観の素材及びマンセル値による色彩計画記入欄

対 象 事 項		素 材	色彩計画		
建 築 物 等 の 外 観 の 色 彩	屋 根 材		色相	明度	彩度
	外 壁 材		色相	明度	彩度
	()		色相	明度	彩度
	アクセント色		色相	明度	彩度
ア ク セ ン ト 部 分 等 の 面 積		アクセント部分の面積	見付面積	見付面積 × 1 / 5	
	東 立 面	m ²	m ²	m ²	
	南 立 面	m ²	m ²	m ²	
	西 立 面	m ²	m ²	m ²	
	北 立 面	m ²	m ²	m ²	

□建築物等の反射性素材記入欄

反 射 性 素 材 の 面 積		反射性素材の面積	見付面積	見付面積 × 1 / 2
	主 要 な 屋 根	m ²	m ²	m ²
	主 要 な 壁 面	m ²	m ²	m ²
	()	m ²	m ²	m ²
	()	m ²	m ²	m ²

【緑化に関する事項】：共通の基準

項目	景観形成基準	解説書 参考番号	主に配慮した内容	適否
8. 緑化	□行為地内においては、できる限り多くの部分を緑化すること。			
	□植栽は、楨等、周辺の景観と調和のとれた樹種とすること。	8-1 (43 頁)		
	□住宅地においては、シンボルツリーなどの植栽により、通りに彩りを添える工夫をすること。	8-2 (44 頁)		
	□工業地においては、周辺への圧迫感等を和らげるよう樹種、樹高に配慮すること。	8-3 (45 頁)		

【夜間の照明に関する事項】：共通の基準

項目	景観形成基準	解説書 参考番号	主に配慮した内容	適否
9. 夜間の照明	□夜間の屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱しないようにし、周辺の状況に応じて照明方法等を工夫すること。	9 (47 頁)		

【その他工作物等に関する事項】：共通の基準

※こちらの項目は、携帯電話基地局および再生可能エネルギー発電設備の場合のみ記入してください。

項目	景観形成基準	主に配慮した内容	適否
10．その他工作物等	☐ 携帯電話基地局や再生可能エネルギー発電設備など、その他の工作物(以下「その他工作物」という。)については、敷地境界からできる限り後退し、過大な高さにならないよう配慮するとともに、周囲の景観から突出しないよう配慮すること。		
	☐ また、周囲の公共の場所から目立たないよう位置や形状に配慮し、周辺景観との調和に工夫すること。		
	☐ その他工作物の色彩等は、目立たない色彩や反射の少ない素材を採用するなど、周辺景観との調和に配慮すること。		
	☐ その他工作物は、遮へい効果のある生垣や板塀等を敷地周囲に配置するなど周辺景観との調和に工夫すること。		

(2) 計画の内容において、良好な景観の形成のために、周辺の景観に配慮した事項をチェックしてください。

【建築物・工作物等の規模・配置に関する事項】：共通の基準

項目	景観形成基準	解説書 参考番号	主に配慮した内容	適否
1. 規模・ 配置	☐ 規模及び配置は、周辺景観との調和に配慮したものとする。			
	☐ 建築物が、豊かな自然環境や歴史的景観資源等に近接する場合は、その保全及び活用に配慮した規模及び配置とすること。	1-1 (18 頁)		
	☐ 周辺に樹林地などがある場合は、できる限りその高さ以内にとどめる規模とすること。	1-2 (19 頁)		
	☐ 商業地や工業地においては、敷地内に建築物や工作物等が複数ある場合、それらがまとまりのある配置となるよう工夫すること。	1-3 (20 頁)		
2. 壁面	☐ 壁面は、立地条件にあわせ、後退するかあるいは周辺の壁面との調和に配慮したものとする。			
	☐ 壁面は、道路から出来る限り後退するか、やむを得ず後退できない場合は、壁面の前面部を生垣や植栽等により修景すること。	2-1 (22 頁)		
	☐ 歴史的まち並みが整っている地区あるいは街路景観の整っている地区においては、周辺のまち並みとの連続性に配慮した配置等により、壁面線の統一に努めること。	2-2 (23 頁)		
	☐ 壁面線を統一することにより道路への圧迫感が生じる場合は、塀や垣、植栽等により壁面線の連続性を確保すること。	2-3 (24 頁)		

【建築物・工作物等の形態・意匠に関する事項】：共通の基準

項目	景観形成基準	解説書 参考番号	主に配慮した内容	適否
3. 形態・意匠	□形態及び意匠は、周辺景観との調和に配慮するとともに、建物全体の統一感の確保及び単調さや圧迫感を与えない壁面となるような形態・意匠に配慮すること。			
	□歴史的まち並みが整っている地区あるいは街路景観の整っている地区においては、周辺のまち並みとの連続性に配慮した形態及び意匠とすること。	3-1 (26 頁)		
	□壁面は、適度に仕様を分け、窓などの開口部を設置することなどにより、単調さや圧迫感を与えない形態・意匠とすること。	3-2 (27 頁)		

【建築物・工作物等の形態・意匠に関する事項】：中心市街地地区／中川駅周辺市街地地区

項目	景観形成基準	解説書 参考番号	主に配慮した内容	適否
3. 形態・意匠	□形態及び意匠は、周辺景観との調和に配慮するとともに、建物全体の統一感の確保及び単調さや圧迫感を与えない壁面となるような形態・意匠に配慮すること。			
	□歴史的まち並みが整っている地区あるいは街路景観の整っている地区においては、周辺のまち並みとの連続性に配慮した形態及び意匠とすること。	3-1 (26 頁)		
	□壁面は、適度に仕様を分け、窓などの開口部を設置することなどにより、単調さや圧迫感を与えない形態・意匠とすること。	3-2 (27 頁)		
	□商業地における低層階については、ゆとりや開放感を確保するとともに、車両出入口やバックヤードの配置等に留意し、賑わいの連続性の確保に配慮すること。	3-3 (28 頁)		

【建築物・工作物等の形態・意匠に関する事項】：丘陵地区

項目	景観形成基準	解説書 参考番号	主に配慮した内容	適否
3. 形態・ 意匠	☐ 形態及び意匠は、周辺景観との調和に配慮するとともに、建物全体の統一感の確保及び単調さや圧迫感を与えない壁面となるような形態・意匠に配慮すること。			
	☐ 歴史的まち並みが整っている地区あるいは街路景観の整っている地区においては、周辺のまち並みとの連続性に配慮した形態及び意匠とすること。	3-1 (26 頁)		
	☐ 壁面は、適度に仕様を分け、窓などの開口部を設置することなどにより、単調さや圧迫感を与えない形態・意匠とすること。	3-2 (27 頁)		
	☐ 主要な屋根は、周辺の丘陵地との調和に配慮し、10 分の 2～10 分の 5 勾配のある屋根を原則とすること（工業地は除く）。ただし、勾配屋根を採用することにより建築物の高さが著しく増加する場合で、かつ、勾配屋根以外の方法で丘陵地との調和に配慮した場合はこの限りでない。	3-4 (29 頁)		

【建築物・工作物等の形態・意匠に関する事項】：和歌山街道沿い地区／山地地区

項目	景観形成基準	解説書 参考番号	主に配慮した内容	適否
3. 形態・意匠	☐ 形態及び意匠は、周辺景観との調和に配慮するとともに、建物全体の統一感の確保及び単調さや圧迫感を与えない壁面となるような形態・意匠に配慮すること。			
	☐ 歴史的まち並みが整っている地区あるいは街路景観の整っている地区においては、周辺のまち並みとの連続性に配慮した形態及び意匠とすること。	3-1 (26 頁)		
	☐ 壁面は、適度に仕様を分け、窓などの開口部を設置することなどにより、単調さや圧迫感を与えない形態・意匠とすること。	3-2 (27 頁)		
	☐ 主要な屋根は、背景の山並みとの調和に配慮し、10 分の 2～10 分の 5 勾配のある屋根を原則とすること（工業地は除く）。ただし、勾配屋根を採用することにより建築物の高さが著しく増加する場合で、かつ、勾配屋根以外の方法で背景の山並みとの調和に配慮した場合はこの限りでない。	3-5 (29 頁)		

【附属建築物・附属設備に関する事項】：共通の基準

項目	景観形成基準	解説書 参考番号	主に配慮した内容	適否
4. 附属建築物・ 附属設備	□附属建築物及び附属設備は、周辺景観と調和するよう工夫すること。			
	□車庫、自転車置き場、機械室などの附属建築物及び屋外階段、ごみ集積所等がある場合は、これを主体となる建築物と調和させ、一体感のある形態・意匠、色彩とすること。	4－1 (31 頁)		
	□外壁又は屋上に設ける附属設備は、ルーバー等により覆うなど露出させないようにし、建築物本体及び周辺の景観との調和を図ること。	4－2 (32 頁)		
	□附属設備がやむを得ず露出する場合は、できるだけ建築物本体と色彩を合わせる等同質の仕上げにより、目立たないように配慮すること。	4－2 (32 頁)		

【外構に関する事項】：共通の基準

項目	景観形成基準	解説書 参考番号	主に配慮した内容	適否
5. 外構	□建築物の外構は、周辺景観との調和に配慮したものとする。			
	□敷地の境界を囲う場合は、生垣の植栽に努め、塀や柵等を設ける場合は、歩行者等に威圧感や圧迫感を感じさせない形態・意匠とすること。	5－1 (34 頁)		

【色彩や素材に関する事項】：共通の基準

項目	景観形成基準	解説書 参考番号	主に配慮した内容	適否
6. 色彩	□色彩は、落ち着いたものとし、周辺景観との調和に配慮すること。			
	□基調となる色は、落ち着いたものとし、マンセル表色系において各色相に応じ明度・彩度の上限を次のように定める。ただし、着色していない木材、土壁、無彩色のガラス等の色彩はこの限りでない。 □アクセント色の使用に際しては、各面とも見付面積の5分の1以下の範囲内とし、基調となる色との調和に工夫すること。	6-1 (36 頁) (38 頁) (39 頁) 6-2 (37 頁)		
7. 素材	□素材は、周辺景観に調和するものとする。			
	□反射性のある素材は、主要な屋根や壁面などの大部分(2分の1以上)にわたって使用することは避けること。ただし、無彩色のガラスは除く。	7-1 (41 頁)		

□建築物等の外観の素材及びマンセル値による色彩計画記入欄

対 象 事 項		素 材	色彩計画		
建 築 物 等 の 外 観 の 色 彩	屋 根 材		色相	明度	彩度
	外 壁 材		色相	明度	彩度
	()		色相	明度	彩度
	アクセント色		色相	明度	彩度
アクセ ント部 分等の 面積		アクセント部分の面積	見付面積	見付面積 × 1 / 5	
	東 立 面	m ²	m ²	m ²	
	南 立 面	m ²	m ²	m ²	
	西 立 面	m ²	m ²	m ²	
	北 立 面	m ²	m ²	m ²	

□建築物等の反射性素材記入欄

反 射 性 素 材 の 面 積		反射性素材の面積	見付面積	見付面積 × 1 / 2
	主 要 な 屋 根	m ²	m ²	m ²
	主 要 な 壁 面	m ²	m ²	m ²
	()	m ²	m ²	m ²
	()	m ²	m ²	m ²

【緑化に関する事項】：共通の基準

項目	景観形成基準	解説書 参考番号	主に配慮した内容	適否
8. 緑化	□行為地内においては、できる限り多くの部分を緑化すること。			
	□植栽は、楨等、周辺の景観と調和のとれた樹種とすること。	8－1 (43 頁)		
	□住宅地においては、シンボルツリーなどの植栽により、通りに彩りを添える工夫をすること。	8－2 (44 頁)		
	□工業地においては、周辺への圧迫感等を和らげるよう樹種、樹高に配慮すること。	8－3 (45 頁)		

【緑化に関する事項】：中心市街地地区／中川駅周辺市街地地区

項目	景観形成基準	解説書 参考番号	主に配慮した内容	適否
8. 緑化	□行為地内においては、できる限り多くの部分を緑化すること。			
	□植栽は、楨等、周辺の景観と調和のとれた樹種とすること。	8－1 (43 頁)		
	□住宅地においては、シンボルツリーなどの植栽により、通りに彩りを添える工夫をすること。	8－2 (44 頁)		
	□工業地においては、周辺への圧迫感等を和らげるよう樹種、樹高に配慮すること。	8－3 (45 頁)		
	□商業地においては、ゆとりや開放感を確保するため、多くの部分が緑化できない場合は、シンボルツリーなどの植栽により、通りに彩りを添える工夫をすること。	8－4 (46 頁)		

【夜間の照明に関する事項】：共通の基準

項目	景観形成基準	解説書 参考番号	主に配慮した内容	適否
9. 夜間の照明	□夜間の屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱しないようにし、周辺の状況に応じて照明方法等を工夫すること。	9 (47 頁)		

【その他工作物等に関する事項】：共通の基準

※こちらの項目は、携帯電話基地局および再生可能エネルギー発電設備の場合のみ記入してください。

項目	景観形成基準	主に配慮した内容	適否
10．その他工作物等	☐ 携帯電話基地局や再生可能エネルギー発電設備など、その他の工作物(以下「その他工作物」という。)については、敷地境界からできる限り後退し、過大な高さにならないよう配慮するとともに、周囲の景観から突出しないよう配慮すること。		
	☐ また、周囲の公共の場所から目立たないよう位置や形状に配慮し、周辺景観との調和に工夫すること。		
	☐ その他工作物の色彩等は、目立たない色彩や反射の少ない素材を採用するなど、周辺景観との調和に配慮すること。		
	☐ その他工作物は、遮へい効果のある生垣や板塀等を敷地周囲に配置するなど周辺景観との調和に工夫すること。		

【開発行為又は土地の開墾その他の土地の形質の変更に関する事項（土石の採取又は鉱物の掘採を除く。）】：
共通の基準

項目	景観形成基準	解説書 参考番号	主に配慮した内容	適否
1. 意匠 形態	☐ 行為にあたっては、できる限り現況の地形を活かし、長大なのり面又は擁壁が生じないようにすること。	1 0 (48 頁)		
2. 緑化	☐ のり面は、できる限りゆるやかな勾配とし、周辺の植生と調和した樹種により緑化を図ること。 ☐ 行為地にある樹木は、できる限り保存又は移植によって、修景に活かすこと。	1 1 (49 頁) 1 2 (50 頁)		

【土石の採取又は鉱物の掘採に関する事項】：共通の基準

項目	景観形成基準	解説書 参考番号	主に配慮した内容	適否
1. の 方 採 取 等	☐ 土石の採取又は鉱物の掘採の場所は、できる限り道路等の公共の場所から目立ちにくいよう、採取又は掘採の位置、方法を工夫すること。	1 3 (51 頁)		
2. 遮 へ い	☐ 遮へいする場合は、できる限り植栽又は塀等を設置し、背景の景観や周辺景観との調和に配慮すること。	1 4 (52 頁)		
3. 緑 化	☐ 採取又は掘採後の跡地は、できる限り周辺の植生と調和した緑化を図ること。	1 5 (53 頁)		

【屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積に関する事項】：共通の基準

項目	景観形成基準	解説書 参考番号	主に配慮した内容	適否
貯蔵 1. の 集 積 法	☐ 積み上げに際しては、できる限り道路、公園等の公共の場所から目立ちにくい位置及び規模とするとともに、整然とした集積又は貯蔵とすること。	1 6 (54 頁)		
2. 遮 へ い	☐ 積み上げに際しては、できる限り道路、公園等の公共の場所から見えないよう、周辺の景観との調和に配慮した植栽又は塀等で遮へいすること。	1 7 (55 頁)		